

駐留軍関係離職者等臨時措置法の 改正について（報告）

令和4年11月28日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 山川 隆一 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 守島 基博

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について（報告）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の改正について労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において審議した結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を5年間延長することが必要であると認める。

駐留軍関係離職者等臨時措置法関係

(第102回職業安定分科会雇用対策基本問題部会資料)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の概要

1. 目的

駐留軍等労働者は、その使用者が在日米軍であるため、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等に伴い、多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情に鑑み、特別の措置を講じ、その生活の安定に資すること。

2. 経緯

昭和33年に5年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和38年、昭和43年、昭和48年、昭和53年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年及び平成30年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

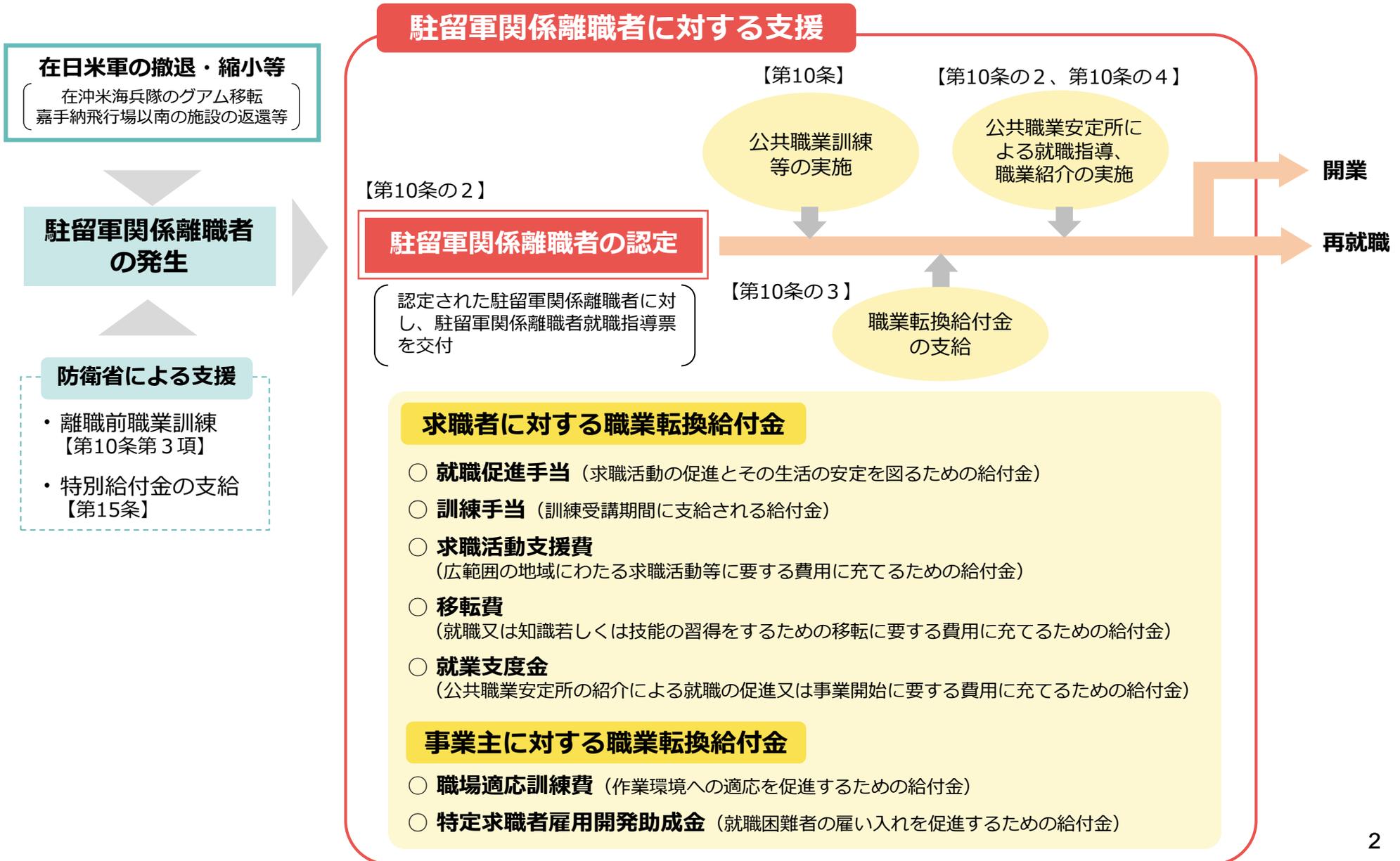
3. 施策の概要

- ① 就職指導票の交付及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施
- ④ 特別給付金の支給 等

4. 法の有効期限

令和5年5月16日

駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策



駐留軍等労働者の労務管理

1. 駐留軍等労働者の労務提供に関する日米間の取決め

- 合衆国軍隊及び米国歳出外資金による諸機関（施設内に設置されている食堂、売店等）の我が国における労務の需要は、「日本国の当局の援助を得て充足される」（地位協定第12条第4項）ことになっている。
これを受けて、日本政府は駐留軍等労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供するいわゆる「間接雇用方式」を採用。
- この方式による労務提供を実施するため、防衛省と在日米軍との間で、労働条件等を定めた三つの労務提供契約を締結。
駐留軍等労働者数: 25,922人（令和4年9月末日現在）
 - ①基本労務契約: 20,881人（各軍の司令部や部隊等の事務員、技術要員、運転手、警備員等）
 - ②船員契約: 15人（非戦闘用船舶に乗り組む船員）
 - ③諸機関労務協約: 5,026人（施設内の食堂、売店等の諸機関の従業員）

2. 駐留軍等労働者の身分

駐留軍等労働者は、私法上の雇用契約により国に雇用される者であるが、国の事務・事業に従事するものではないことから、国家公務員ではないとされている。

3. 駐留軍等労働者への労働法令の適用

駐留軍等労働者との雇用関係については、原則として、労働基準法、労働組合法及び労働関係調整法をはじめとする我が国の労働関係法令が適用される。

4. 駐留軍等労働者の勤務条件

- (1) 駐留軍等労働者の給与は、概ね国家公務員のそれに準じて定めている。
- (2) 駐留軍等労働者には、我が国の法令による健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の社会保険制度が適用されている。

駐留軍等労働者の在職及び離職状況

- 駐留軍等労働者数は、近年約2万5千人台で推移している。
- 離職者数については、低い水準となっている。

(単位：人)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
労働者数	25,803	25,842	25,869	25,810	25,840
離職者数	1	0	3	2	3
新規認定数 (※)	0	0	0	1	2

(※) 駐留軍法第10条の2に基づく認定。

注：1 労働者数は、各年度の3月末日時点の人数である。

2 離職者数は、アメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い、離職を余儀なくされた者の数である。

駐留軍関係離職者の再就職等の状況・職業転換給付金の支給実績

- 近年離職者数が低い水準にあることから、再就職等数及び職業転換給付金の支給実績も少ない状況にある。

再就職等の状況

区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規求職申込件数	0	0	0	1	2
再就職等数	2	2	0	0	0
年度末現在の措置対象者数	42	0	0	1	3

職業転換給付金の支給実績

(単位：千円、括弧内は延べ人数)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
184,160 (1,189人)	17,588 (116人)	0	0	1,507 (9人)

※毎月勤労統計調査の事案に伴う追加給付額は含めていない（令和元年度～令和3年度）

駐留軍関係離職者等対策（防衛省関係）

1. 特別給付金の支給（法第15条）

- 駐留軍関係労働者が在日米軍の撤退等により、離職を余儀なくされた場合や、業務上死亡した場合に、離職後の労働者又は遺族の生活の安定を図ることを目的として、給付金を支給（10万7千円～179万3千円）。

2. 離職前職業訓練の実施（法第10条第3項）

- 駐留軍関係労働者が在日米軍の撤退等により、離職を余儀なくされた場合、速やかに他の職業に就くことができるよう、離職前に職業訓練を実施（フォークリフト運転、大型特殊自動車運転、パソコン操作等）。

今後の駐留軍関係離職者等臨時措置法について

次の点に鑑み、今後とも引き続き駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別の措置を講ずる必要性について、どう考えるか。

- 1 駐留軍等労働者の雇用は、近年比較的安定しているが、その使用者が在日米軍であり、米国の安全保障政策の変更、米軍の機構の改編、部隊の撤退・縮小等の可能性があることから、その雇用は本来的には不安定なものである。
- 2 平成18年5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」に基づき、在日米軍の再編が進められており、今後、沖縄8施設に勤務する駐留軍等労働者の雇用に影響が生じることが見込まれる。
また、令和4年1月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）の共同発表において、沖縄統合計画に基づく嘉手納以南の土地返還の取組及び令和6年に開始される約4千人の米海兵隊の要員の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性が確認されたところである。
- 3 駐留軍等労働者の職種は極めて細分化されていることから、離職を余儀なくされた場合には、他の職種への転換が必要となる可能性が高く、再就職が困難となるおそれがある。

参考資料



実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表でのポイント①

【平成23年6月】

- 在沖海兵隊の要員約8,000名及びその家族約9,000名を沖縄からグアムに移転するとのコミットメントを再確認した。
- 普天間飛行場の代替の施設及び海兵隊の移転の完了が従前の目標時期とされていた2014年には達成されないことに留意し、これらの計画を2014年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認した。
- 嘉手納飛行場以南の施設及び区域の返還は、ロードマップに記されたように着実に実施されることを再確認した。

【平成24年4月】

- 海兵隊の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。
- 約9,000名の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることを確認した。
- 嘉手納飛行場以南の土地の返還について、手続き後の速やかな返還が可能な区域、県内移設後に返還が可能な区域及び海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域をそれぞれ確認した。
- 沖縄に残る施設・区域の統合計画を日米が共同で2012年末までに作成する。

【平成25年10月】

- 沖縄からグアムへの移転は、2020年代の前半に開始することを公表。
- 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機部隊の移駐が2017年頃まで完了することを認識。

【平成27年4月】

- 在沖縄海兵隊のグアム移転や嘉手納以南の土地の返還についても着実に進めていくことで一致。
- 沖縄の負担軽減について、普天間飛行場の5年以内の運用停止に関するものを含め日本政府の方針は不変である旨を説明。米側からも負担軽減に対するコミットメントが示された。

日米安全保障協議委員会（「2 + 2」）共同発表でのポイント②

【平成29年8月】

- 合計約9,000人の米海兵隊要員の、家族を伴った、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への移転が進展していることを歓迎し、グアム協定の確実な実施を確認した。

【平成31年4月】

- グアム協定及び約9,000人の米海兵隊の要員の沖縄から日本国外の場所への計画された移転に係る着実な実施の進展を歓迎。また、2020年代前半にグアムへの移転が開始するとの計画を再確認した。

【令和3年3月】

- 米軍再編の取組に係る進展を歓迎するとともに、地元への影響を軽減しつつ、運用の即応性及び持続可能なプレゼンスを維持できるように現行の取決めを実施していくことに対するコミットメントを再確認。

【令和4年1月】

- 沖縄統合計画に基づく嘉手納以南の土地の返還の取組及び2024年に開始される約4,000人の米海兵隊の要員の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編にかかる二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

再編の実施のための日米ロードマップ（平成18年5月）の土地の返還等の対象施設に勤務している駐留軍等労働者数

施設名	再編ロードマップ	駐留軍等労働者数 (R4.9月末日現在)
キャンプ・コートニー	第3海兵機動展開部隊の要員のグアム移転	319
キャンプ・シュワブ	第3海兵機動展開部隊の要員のグアム移転	277
普天間飛行場	全面返還	212
キャンプ瑞慶覧	第3海兵機動展開部隊の要員のグアム移転	2,338
牧港補給地区	全面返還	952
キャンプ桑江	全面返還	62
那覇港湾施設	全面返還	87
陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム	全面返還	0
合計8施設計		4,247

駐留軍等労働者の職務内容別職種数（令和4年10月1日現在）

職務内容	契・協約	基本労務契約関係	諸機関労務協約関係	計
事務・技術関係		459	345	804
技能・労務関係		353	140	493
警備・消防関係		34	—	34
医療関係		20	1	21
看護関係		2	—	2
計		868	486	1,354

（注）細分化された職種の例

- ・ 福利厚生プログラムコーディネーター（屋内外の福利厚生計画の提供・運営）
- ・ 石工又はれんが積み工
- ・ 軍犬取扱員、射撃制御器機修理工 等

都県別駐留軍等労働者数（令和4年9月末日現在）

都道府県名	基本労務契約関係 船員契約関係	諸機関労務協約関係	計
青森県	1,125	266	1,391
埼玉県	5	—	5
東京都	1,798	818	2,616
神奈川県	7,994	1,066	9,060
静岡県	108	54	162
京都府	5	—	5
広島県	359 (6)	9	368 (6)
山口県	1,255	297	1,552
長崎県	1,549	241	1,790
沖縄県	6,698 (9)	2,275	8,973 (9)
合計	20,896 (15)	5,026	25,922 (15)

注：（ ）は、船員で内数である。